

## 船舶インシデント調査報告書

令和2年11月4日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（電源供給不能）
発生日時	令和2年1月4日 13時00分ごろ
発生場所	熊本県天草市鬼池港南東方沖 鬼池港防波堤A東灯台から真方位135°1,260m付近 （概位 北緯32°32.5′ 東経130°12.1′）
インシデントの概要	プレジャーボート龍神丸は、漂泊中、船外機が始動せず、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年2月10日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 龍神丸、5トン未満（長さ6.27m） 291-27540熊本、個人所有 ガソリン機関、船外機、2サイクル、出力62.5kW、回転数毎分 5,300、3気筒、ボア84mm、使用燃料ガソリン、昭和63年 5月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、漂泊中、釣り場を移動しようとしたが、船外機が始動しなかった。 本船は、船長が船外機の点検を行ったものの原因が分からず、運航不能と判断して海上保安庁に通報し、来援した監視取締艇にえい航された。 船外機は、本インシデント後、整備業者が点検したところ、バッテリーのターミナル部に、腐食による接触不良が発生していたことが判明し、整備を行ったところ、正常に始動した。 船長は、バッテリーの点検を定期的に行っていなかった。
分析	本船は、バッテリーの点検が定期的に行われていなかったところ、漂泊中、バッテリーのターミナル部に、腐食による接触不良が発生したことから、船外機が始動せず、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、バッテリーの点検が定期的に行われていなかったところ、漂泊中、バッテリーのターミナル部に、腐食による接触不良が発生したため、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・バッテリーは、定期的に点検を行うこと。